

## 第33回入善町農業委員会議事録

平成29年4月6日午後1時30分から第33回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

15番 松澤孝浩          16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳
入善町農業委員会	主事	浦田佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第123号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第124号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第125号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第126号 農用地利用配分計画案に意見を付す件
日程第8	議案第127号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件
日程第9	議案第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件

真岩事務局長

委員会の前に、事務局よりご報告させていただきます。

この度の人事異動により、事務局の異動がありまして、宮沢の後任に島尻が係長となり、島尻の代わりに新人の浦田が着任しました。以後よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。暖かい季節となり、田んぼでもトラクターが動き始めており、農業が始まる時期になりました。それと同じで、異動の季節となりました。今回の人事異動で一人の新任職員が就きました。私達も新規一転がんばっていきたいと思います。

さて、4月3日から新しい農業委員の公募が始まっております。地区での推薦について、皆様にもご

協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は多くの議案が有りますので、慎重審議をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第33回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第9の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番綿委員と2番中島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、東五十里〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は2,626㎡です。譲渡人は、入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入膳〇〇番地2の〇〇さんです。

当該農地は法以前貸借によって譲受人が耕作していますが、そのまま所有権を譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車で10分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,376㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、

原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、綿委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、青木〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は1,119㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、青木〇〇番地の〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である譲受人が農地を買受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から約300mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間250日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、362,829.41㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、笹原委員にいただいております。

以上、2件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番は、事務局の説明の通りで、申請地は仲間田の一部で、譲受人が利用しており、今回権

利の整理であり、問題ないと思います。

笹原委員

申請番号2番については、譲受人から話を伺いました。担い手の規模拡大となりますので、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町入膳字東寺田〇〇-1、〇〇-2の計2筆、台帳地目は田、現況地目は田と宅地で、面積は合計553㎡です。申請者は、入善町入膳〇〇番地3の〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在居住している住宅敷地が国道8号の拡幅事業の対象用地となり、住宅を取り壊すため、今回の転用申請となりました。

申請地は一般住宅の許可基準である500㎡を超えていますが、今回の申請者は新たに同居する家族が増えて、9人の世帯となることから、転用面積は必要最小限の面積であると認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

国道8号の拡張にかかる代替地としての申請でありますし、用途地域内の農地でありますので、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町浦山新字円地尻〇〇-1外4筆の計5筆、台帳、現況地目はともに田で、面積は合計で2441㎡です。譲渡人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん外4名で、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇です。転用目的は「障害者支援施設等敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇は、障害者支援施設の経営や福祉サービスを行う社会福祉法人ですが、入居者の高齢化が進み車椅子利用者や医療支援者の増加、居室のバリアフリー化などにより、新たに居住スペース等が必要となったことから、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「障害者支援施設等敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種

農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。  
申請地は平成29年5月9日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町八幡〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、合計面積は446㎡です。譲渡人は、入善町入膳〇〇番地3の〇〇さんで、譲受人は入善町栲山〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在町内のアパートで家族4人で生活しています。子供の成長につれて、アパートが手狭になり、戸建て住宅の建設を計画しました。

土地の選定にあたって、子供が現在通う桃李小学校区であること、実家の親に子育ての援助をしてもらうことなどを考え、分譲住宅などを探しましたが、近くでは見当たらず、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の団体の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成29年5月9日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請番号1番については、市森委員に確認をいただいておりますが、本日欠席ですので、意見を伺ったところ、申請地については、譲受人が利用していた農地ですし、既存施設の拡張であるため、申請地以外に適当な場所はないと考えますので問題ありませんとのことでした。

以上、2件です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

紺田委員

申請番号2番は私が確認しました。畑として利用していた農地であり、転用により周囲への影響もないことから問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第125号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第125号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年4月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、181件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第126号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成29年4月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

入善地区 2件、8筆、17,486㎡。  
上原地区 12件、26筆、38,048㎡。  
青木地区 5件、6筆、4,482㎡。  
飯野地区 22件、40筆、57,015㎡。  
小摺戸地区 10件、19筆、26,970㎡。  
新屋地区 8件、23筆、32,386㎡。  
柵山地区 11件、24筆、38,304㎡。  
横山地区 7件、12筆、14,268㎡。  
舟見地区 3件、3筆、1,447㎡。  
野中地区 3件、9筆、13,335㎡。

以上、新規の合計は、83件、170筆、243,741㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 2件、3筆、4,961㎡。  
上原地区 3件、6筆、17,550㎡。  
青木地区 13件、23筆、36,397㎡。  
飯野地区 35件、59筆、97,044㎡。  
小摺戸地区 11件、30筆、66,925㎡。  
新屋地区 11件、44筆、73,565㎡。  
柵山地区 17件、33筆、42,295㎡。  
横山地区はありません。  
舟見地区はありません。  
野中地区 6件、13筆、23,642㎡。

以上、再設定の合計は、98件、211筆、362,379㎡です。

新規、再設定合わせて、181件、381筆、606,120㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第125号、農用地利用集積計画の決定について、及び、議案第126号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び、農地中間管理機構へ提出すること、にご異議ございませんか。



ませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第8、議案第127号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。この議案につきましては、私が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

(会長退席)

議長 (酒井会長職務代理者)

それでは、日程第8、議案第127号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第127号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成29年4月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成29年3月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が4件と、軽微変更の申請が1件あります。

まず、農振除外から説明いたします。

受付番号1番。除外願出者は入善町神林〇〇番地、〇〇さん、〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区神林〇〇の内、地目は田、面積は250㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は親子です。譲受人は、現在、妻と2名で生活していますが、子どもが生まれる予定であり、申請地を借り受けて、実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請面積は250㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するために必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、後継者として農地の管理をする必要があることから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地から50m以内に宅地が存在し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地

面積約 8.1 ヘクタール) が所有し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 8.1 ヘクタールを確保する(農業経営面積 0.3 パーセント減) ことができます。

また、当該担い手は、地元集落と中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 250 m<sup>2</sup>と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区の実施済地ですが、平成 5 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 2 番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地、〇〇さん、譲受人は黒部市岡〇〇番地〇〇号、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇-1 の内、地目は田、面積は 494 m<sup>2</sup>で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長により一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

願出者と譲受人は祖母と孫の関係です。譲受人は、現在、妻と子ども 2 人で黒部市のアパートに住んでいますが、子どもの成長に伴い部屋の確保ができなくなってきたため、祖母から申請地を借り受けて、実家の近くに一般住宅を新築する計画です。

申請面積は 494 m<sup>2</sup>と、一般住宅の基準を満たし、住宅、2 台分のカーポート、来客用駐車場、庭等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、今後両親の世話をしたいことから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地から 50m 以内に宅地が存在し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手(所有等農地面積約 11.7 ヘクタール) が所有し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 11.7 ヘクタールを確保する(農業経営面積 0.4 パーセント減) ことができます。

また、当該担い手は、地元集落と中心に農地を集積し、水稻、キャベツ、ハウスネギを中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 494 m<sup>2</sup>と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 3 番。除外願出者は入善町芦崎〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町芦崎〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区芦崎〇〇-1 の内、地目は田、面積は 500 m<sup>2</sup>で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

願出者と譲受人は親子です。譲受人は、現在、住民票は願出者と同じですが、実際の居住は黒部市のアパートにあり、子どもの出産に伴いアパートが手狭になってきたため、父から申請地を借り受けて、実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請面積は 500 m<sup>2</sup>と、住宅の基準を満たし、住宅、車庫、駐車スペース、庭等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、後継者として農地の管理をする必要があることから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地から 50m 以内に宅地が存在し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水はこれまでどおり確保され、排水については、新たに設置し、敷地の南側を進入路として確保することで、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約 82.6 ヘクタール）が所有し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 82.5 ヘクタールを確保する（農業経営面積 0.1 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落と中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 500 m<sup>2</sup>と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 4 番。除外願出者は入善町君島〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町梶山〇〇番地 2、〇〇さんです。除外対象地は、梶山地区梶山〇〇、地目は田、面積は 500 m<sup>2</sup>で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長により一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は叔父と甥の関係です。譲受人は、現在、両親を含め6名で生活していますが、子どもの成長により、現在の住居が手狭になってきたため、叔父から申請地を譲り受けて、実家の近くに一般住宅を新築する計画です。

申請面積は500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、来客用駐車場、庭等として利用するため必要最小限な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、今後両親の世話をしたいことから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、北側は県道、東側は町道に面し、集団的農用地の端に位置すること、周囲の農地について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が500㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上が農振除外4件です。

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は入善町栲山〇〇番地、〇〇さんと、入善町栲山〇〇番地、〇〇さんで、譲受人入善町栲山〇〇番地、〇〇です。変更対象地は、栲山地区栲山〇〇-1の内、〇〇-1の内、地目は田、面積は合計279㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農業経営規模の拡大により、新たな籾殻置き場が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、水稻・大豆・チューリップ切花等を中心に、現在、約93haを経営する農地所有適格法人です。

申請地の隣接地にある乾燥調整施設は、昨年度建設しましたが、予想より籾殻置き場が不足することから今回の申請となります。

申請地には、籾殻置き場とする計画で、必要最小限の面積と認められます。

申請目的が籾殻置場であり、農業経営の関係から、既存の乾燥調整施設に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、既存の宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、譲受人である農地所有適格化法人の担い手（所有等農地面積約93ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、用途区分変更後においても所有等農地は93ヘクタールを確保する（農業経営面積0.1パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆等を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、籾殻置場敷地として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上が軽微変更1件の申請になります。

今回は、農振除外4件、軽微変更1件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（酒井会長職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井会長職務代理者）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井会長職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第127号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井会長職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

(会長入場)

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第9、議案第128号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第128号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。平成29年4月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上にならないと規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思っております。

そこでまず、農地法施行規則第17条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について、確認いたしますが、別段の面積は10a以上50a未満の範囲内で設定すること、その区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2015年農林業センサスによると、全農家数1,318戸のうち、50a未満の農家数は62戸ですので、経営面積50a未満の農家数の割合は、4.7%となります。また、遊休農地の面積は、平成28年度末現在で、蛇沢の0.4haを残すのみとなっております。農地の集積率については、こちらも平成28年度末現在で、57.9%であり、認定農業者数は126経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について50a以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようですので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第128号、農地法第3条第2項第5号の規定による

別段の面積に関する件について、昨年同様に、別段の面積を定めないことに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

紺田委員

農業委員の改選について、地区への説明等はどうなりましたか。

事務局

状況を説明いたします。先月、10地区の生産組合長会長へ今回の改選概要及び各地区からの推薦のお願いをさせていただきました。只今4月3日から26日間の募集期間中でありまして、JAみな穂、JAみな穂青壮年部、女性農業団体、共済組合、土地改良区、区長会、各生産組合長へ要綱及び推薦書様式を配布し、推薦のお願いをしているところであります。

今後は、募集状況の中間報告をホームページで公表し、公募締め切り後、募集結果を公表することになります。5月に入って、募集結果を基に評価委員会で選定し、6月の議会で同意を得て、町長からの任命となります。

柳澤委員

地区からの推薦は、地区の選考方法でいいのですね。

事務局

地区からの選考は特段定めておりませんので地区での話し合い等でお願ひします。要綱、様式は、窓口及びホームページにもありますので、ご利用いただければと思います。

笹原委員

生産組合での推薦とは別に、自薦又は立候補があった場合は、地区としてどうすればいいのでしょうか。

事務局

定数の18名を超える場合は、評価委員会で選考します。町全域からバランスよく委員を募りたいので、各地区からの推薦をお願いします。

笹原委員

農業委員の選定結果は、案内が来るのですか。

事務局

任命する18人については、案内しますが、推薦した地区や定数を超えて選考から漏れた方には案内はしません。また、最終的にはホームページで公表しますのでよろしくお願ひいたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

選考に当たっては、皆様のご協力もお願ひいたします。

それでは、事務局から外にありますか。

事務局

事務局からお願ひですが、農業委員活動記録簿の提出についてです。

前回お願ひしておりました、平成28年度下半期の活動報告の提出ください。

また、今年度のものを配布しますのでご活用、記録くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第33回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月9日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時43分）